

登米市保育業務支援システム導入・運用業務に係るプロポーザル審査評価基準

1 審査方法

- (1) プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等に基づき、参加者のプレゼンテーション及び審査委員のヒアリングによる審査を行う。プレゼンテーションは30分以内（説明20分、質疑応答10分）とし追加資料の配付は認めない。
- (2) 審査委員は、評価基準に基づき審査を行う。
- (3) 全ての参加者の審査が終了したときは、企画提案書・プレゼンテーション審査評価における各審査委員の総得点の平均（1未満の端数は四捨五入）に、価格評価における価格評価点を加算し、評価点合計が最も高い参加者を最優秀提案者、次点を優秀提案者に選定し、契約に係る優先交渉権者及び次点交渉権者とする。ただし、企画提案書・プレゼンテーション審査評価における点数が企画提案書・プレゼンテーション審査評価に定める配点の最高得点の6割未満の場合、又は、条件に合わない項目がある場合は、最優秀提案者及び優秀提案者となり得ない
- (4) 同点の場合は、審査委員会の協議により、最優秀提案者、次点の優秀提案者を選定する。

2 評価基準

(1) 評価項目と配点

ア 企画提案書・プレゼンテーション審査評価 【配点180点】

詳細は別紙のとおり

イ 価格評価 【配点20点】

(2) 評価方法

ア 企画提案書・プレゼンテーション審査評価

評価項目ごとに次の基準に基づいて評価を行う。

評価	基準	評価点
A	優れている	配点×1.0
B	満足である	配点×0.6
C	劣っている	配点×0.2

イ 価格評価 次の各号に掲げる提案者ごとに、当該各号に定める値とする。

- ・ 提案価格（令和4年度の契約期間における見積額及び令和5年4月1日から令和10年3月31日までの見積額の合計額）が最も低い提案者 20
- ・ 上記以外の提案者 次の算式により得られた値（1未満の端数は四捨五入）
〈算式〉 $20 \times (\text{最も低い提案価格} / \text{当該提案者の提案価格})$